

東日本大震災による被災者に対する福島県後期高齢者医療保険料の
減免に関する条例施行規則

(平成23年6月13日規則第3号)

最終改正：平成28年3月29日規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、東日本大震災による被災者に対する福島県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例（平成23年福島県後期高齢者医療広域連合条例第4号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(減免申請書)

第2条 条例第3条に規定する減免の申請は、後期高齢者医療保険料減免申請書「東日本大震災用」（様式第1号）によるものとする。

(減免決定通知書等)

第3条 条例第4条に規定する減免の決定は、後期高齢者医療保険料減免決定通知書（様式第2号）又は後期高齢者医療保険料減免却下通知書（様式第3号）によるものとする。

(減免事由の消滅申告書)

第4条 条例第5条に規定する申告は、後期高齢者医療保険料減免事由消滅申告書（様式第4号）によるものとする。

(減免取消通知書)

第5条 条例第6条に規定する減免決定の取消しは、後期高齢者医療保険料減免取消通知書（様式第5号）により当該保険料の減免を受けていた者に通知するものとする。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年6月30日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年6月26日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年7月5日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年7月14日規則第2号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月29日規則第4号）
この規則は、平成28年4月1日から施行する。